

静岡県公安委員会告示第25号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準（平成23年静岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

改正前	改正後
3 公表の内容 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>認定証又は届出証明書の番号</u> (2)～(7) (略)	3 公表の内容 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>認定の番号又は届出書の受理番号</u> (2)～(7) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式中「認定証又は届出証明書の番号」を「認定の番号又は届出書の受理番号」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。